

本号で公布された条例のあらまし

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）（障害者支援課）

一 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正を行う。

二 内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定就労継続支援A型に係る運営に関する基準等を改定する。

三 施行期日

平成二十九年四月一日